

○財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十

七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方 法

イ 価格競争
入札発行

各申込みのうち応募額の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

七										六													
イ					ロ					イ					ロ								
払込金					争入札					争入札					争入札								
競争入札					非競争入札					非競争入札					非競争入札								
者別参加					者別参加					者別参加					者別参加								
特別市場					特別市場					特別市場					特別市場								
国債市場					国債市場					国債市場					国債市場								
入札競争					入札競争					入札競争					入札競争								
価格競争					価格競争					価格競争					価格競争								
札格競争					札格競争					札格競争					札格競争								
行争					行争					行争					行争								
二	三	二	一		で	た	条	特	十	金	し	二	千	額	発	四	う	億	額		込	募	各
万	千	十	兆		三	利	第	別	五	額	た	条	八	面	行	十	円	面		み	限	国	
円	六	六	千		千	付	一	会	万	で	利	一	四	額	た	七	金	額		の	度	債	
	百	万	千		六	国	項	計	円	一	付	十	五	で	利	条	額	で		応	の	市	
	四	円	四		十	債	に	関		兆	国	の	五	千	付	一	一	兆		募	の	場	
	十		百		六	つ	規	定	す	八	に	規	万	千	国	項	六	一		額	の	特	
	三		九		億	い	に	る		百	つ	定	円	五	債	の	兆	兆		を	割	別	
	億		十		円	て	基	法		九	い	に	百	六	に	規	六	六		り	に	加	
	八		億			、	づ	律		億	て	基	、	百	つ	定	千	千		当	お	者	
	千		四		額	面	き	第		四	は	づ	、	十	い	に	三	三		て	い	と	
	四		千		金	行	発	十		千	額	き	、	億	は	基	七	七		る	て	の	
	百		八		額	し	七	七		五	面	行	五	五	、	き	十	十		。各	の	申	
	十		百																	申	応	の	

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子以

平成三十年十月十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百五十万九千二百円 平成三十一年九月二十日 利子を払う。 六月間に属する 支払期間に属する 支払期におい